

別表十(七)

6欄、22欄又は27欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
	事業年度	・ ・		

別表十七

平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

6欄

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第68条の99第1項」※1又は「第68条の99第1項」※2  
 ②区分番号に、「10268」※1又は「10468」※2  
 ③適用額欄に、当該別表十(七)6欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 平成25年旧措置法第68条の99第1項「10268」平成25年4月1日以前に開始した連結事業年度  
 ※2 第68条の99第1項「10468」平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度

損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
	同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
	損金算入額 (3) - (5)	6	
度額の計算			
法定経費率による経費の額			
	(7) × $\frac{72}{100}$	12	円
	(8) × $\frac{70}{100}$	13	

22欄

農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の101第1項」  
 ②区分番号に、「10368」  
 ③適用額欄に、当該別表十(七)22欄の金額(円単位)を記載してください。

II 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			特別控除額 (20) - (21)	22	

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	23				
基金の名称	24				
告示番号	25	平第	号	平第	
当期に支出した負担金等の額	26			円	
同上のうち損金の額に算入した金額	27				

27欄

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の95第1項」  
 ②区分番号に、「10367」  
 ③適用額欄に、当該別表十(七)27欄の金額(円単位)を記載してください。